

改正

昭和58年3月31日規則第14号

平成12年4月1日規則第44号

平成13年1月4日規則第1号

平成17年4月1日規則第25号

平成28年3月31日規則第45号

令和元年6月26日規則第2号

令和元年9月11日規則第9号

令和3年3月26日規則第13号

令和5年6月30日規則第35号

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第17条）

第5章 災害見舞金の支給（第18条・第19条）

第6章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年豊川市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金の支給を行うときは、次に掲げる事項を調査したうえで災害弔慰金を支給するものとする。

（1） 死亡者（条例第6条の規定により死亡したものと推定された者を含む。以下同じ。）の氏

名、性別及び生年月日

(2) 死亡（条例第6条の規定により死亡したものと推定された場合を含む。）の年月日及び状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市内に住所を有する者の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市内に住所を有しない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金の支給を行うときは、次に掲げる事項を調査したうえ災害障害見舞金を支給するものとする。

(1) 障害者（条例第9条に規定する障害者をいう。以下この章において同じ。）の氏名、性別及び生年月日

(2) 障害の原因となる負傷を受け、又は疾病にかかった年月日及びその当時の負傷又は疾病の状況

(3) 障害の種類及び程度に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市内に住所を有する者に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 条例第12条の規定により災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに災害援護資金借入申込書（様式第2号）（以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由とするものにあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書

(2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(調査)

第7条 市長は、前条の借入申込書の提出があつたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、第6条の借入れの申込みについて資金を貸し付ける旨を決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）（以下「貸付決定通知書」という。）により、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認通知書（様式第4号）により、当該借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 前条の貸付決定通知書を受けた者は、速やかに災害援護資金借用証書（様式第5号）（以下「借用書」という。）に、本人の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、本人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(借用書等の返還)

第11条 市長は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及び印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 条例第15条第2項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上

償還申出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、災害援護資金償還金支払猶予申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について支払の猶予を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予承認通知書（様式第8号）により、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書（様式第9号）により、当該申請者に通知するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、災害援護資金違約金免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請について支払の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金違約金免除承認通知書（様式第11号）により、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金免除不承認通知書（様式第12号）により、当該申請者に通知するものとする。

（償還免除）

第15条 借受人は、貸付金の償還未済額の全部又は一部について償還の免除を申請しようとするときは、災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

- （1）借受人の死亡を証する書類
- （2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- （3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、第1項の申請について償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）により、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）により、当該申請者に通知するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名、住所等の変更の届出）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所等に変更を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届（様式第16号）を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したとき

は、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 災害見舞金の支給

(被害の基準)

第18条 条例第16条第1項第3号に規定する住居の滅失は、次の各号のいずれかに該当する被害とする。

- (1) 住居の損壊し、焼失し、又は流出した部分の床面積が、その住居の延床面積の70パーセントに達した程度のもの
- (2) 住居の主要な構成要素の経済的被害のその住居全体に占める損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの

2 条例第16条第1項第4号に規定する相当程度の住居の損害は、次の各号のいずれかに該当する被害とする。

- (1) 住居の損壊し、焼失し、又は流出した部分が、その住居の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満のもの
- (2) 住居の主要な構成要素の経済的被害のその住居全体に占める損害割合が10パーセント以上50パーセント未満のもの

(被害の届出)

第19条 条例第16条第1項に規定する被災世帯の世帯主（当該世帯主が死亡した場合には、その者の葬祭を行う者）は、同項各号に規定する被害を受けた日の属する月の翌月から起算して3月を経過する日までに被災届（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、市長が必要とする書類を添付しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及び災害見舞金の支給の手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 1 月 4 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 4 月 1 日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式に相当する従前の様式による用紙があるときは、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年 3 月31日規則第45号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月26日規則第 2 号）

この規則は、令和元年 6 月27日から施行する。

附 則（令和元年 9 月11日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日規則第13号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正後のそれぞれの規則に規定する様式に相当する従前の様式による用紙があるときは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 5 年 6 月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和 5 年 6 月 2 日以後に生じた災害に係る災害見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名	年 月 日生	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
傷病名		
負傷又は発病の年月日		
初診の年月日		
治ゆした年月日		
障害の部位		
既往症又は既存障害		
療養の内容及び経過		
障害の状態（図で示すことができるものは図解してください。）		

上記のとおり診断します。

年 月 日

所在地

診療機関 名 称

電 話

診療担当者

災害援護資金借入申込書

年 月 日

豊川市長 殿

住所
申込人
氏名

下記のとおり、災害援護資金を貸し付けてください。

記

借入金額				
資金の使途				
被害年月日				
被害場所				
被害原因				
被害の種類	<input type="checkbox"/> 世帯主の負傷（全治 箇月） <input type="checkbox"/> 家財の損害（被害額 割） <input type="checkbox"/> 住居 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 2em;">}</td> <td><input type="checkbox"/>全壊</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>半壊</td> </tr> </table>	}	<input type="checkbox"/> 全壊	<input type="checkbox"/> 半壊
}	<input type="checkbox"/> 全壊			
	<input type="checkbox"/> 半壊			
連帯保証人の住所、電話	電話			
連帯保証人の氏名				
連帯保証人の生年月日				
連帯保証人の職業又は勤務先				
連帯保証人の収入等				
月収	円 土地 m ² 建物 m ²			

申込人の世帯の状況

氏名	年齢	申込人と の続柄	職業（勤務先）又は 在学する学校名	収入

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 印

年 月 日付けで申込みのありました災害援護資金の貸付けについては、
下記のとおり貸し付けます。

記

貸付番号
貸付金額 円
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで (据置期間 年 月 日から 年 月 日まで)
償還方法 <input type="checkbox"/> 年 賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 月 賦
貸付利率

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

災害援護資金貸付不承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 印

年 月 日付けで申込みのありました災害援護資金の貸付けについては、
下記の理由により貸付けできません。

記

受付番号
申込者氏名
貸付けできない理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

災害援護資金借用証書

年 月 日

豊川市長 殿

借受人	住所	
	氏名	㊞
連帯保証人	住所	
	氏名	㊞

次の条項により、災害援護資金を借り受けました。

（償還）

第1条 借受人は、年 月 日に豊川市から借り受けた金 円の災害援護資金について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（1）利率は、 とする。

（2）償還期間は、年 月 日から年 月 日までとする。ただし、据置期間は、そのうち年 月 日から年 月 日までとする。

（3） 私の元利均等の方法により支払うものとする。

（違約金）

第2条 借受人は、支払期日に、償還すべき元金を支払わないときは、延滞元利金につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を加算して支払うものとする。

（繰上償還）

第3条 借受人は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（保証）

第4条 連帯保証人は、借受人と連帯してこの債務を負担する。

災害援護資金繰上償還申出書

年 月 日

豊川市長 殿

借受人 住 所
氏 名

下記のとおり繰上償還をします。

記

貸付番号
償還未済額
償還方法 <input type="checkbox"/> 年 賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 月 賦
償還金額
償還期限
繰上償還をしようとする金額
繰上償還をしようとする日

注 該当する□に✓印を記入してください。

災害援護資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

豊川市長 殿

借 受 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

下記のとおり、災害援護資金の償還金の支払を猶予してください。

記

貸付番号
償還未済額
償還方法 <input type="checkbox"/> 年 賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 月 賦
償還金額
償還金の支払猶予を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還金の支払猶予を受けようとする理由

注 該当する□に✓印を記入してください。

災害援護資金償還金支払猶予承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 印

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還金の支払猶予については、下記のとおり猶予します。

記

貸付番号
借受人氏名
償還金の支払を猶予する期間
償還金の支払を猶予した後の償還期限

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第13条関係）

災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 印

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還金の支払猶予については、下記の理由により猶予できません。

記

貸付番号
借受人氏名
償還金の支払を猶予できない理由
償還金の支払期日

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

災害援護資金違約金免除申請書

年 月 日

豊川市長 殿

借 受 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

下記のとおり、災害援護資金に係る違約金を免除してください。

記

貸付番号
延滞している元利金額
延滞している期間
支払期日に支払えなかった理由
延滞している元利金の支払予定日

災害援護資金違約金免除承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 囲

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金に係る違約金の免除については、下記のとおり免除します。

記

貸付番号
借受人氏名
違約金を免除する期間

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第14条関係）

災害援護資金違約金免除不承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 町

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金に係る違約金の免除については、下記の理由により免除できません。

記

貸付番号
借受人氏名
違約金を免除できない理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

災害援護資金償還免除申請書

年 月 日

豊川市長 殿

申請者 住 所
氏 名
(借受人との続柄)

下記のとおり災害援護資金の償還を免除してください。

記

貸付番号	
借受人氏名	
借入金額	円
償還未済額	円
償還期限及び償還方法	<input type="checkbox"/> 年 賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 月 賦
償還免除を受けようとする額	円 〔 償還未済額の <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 〕
償還免除を受けようとする理由	

注 該当する□に✓印を記入してください。

様式第14号（第15条関係）

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 印

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還免除については、
下記のとおり承認します。

記

貸付番号
借受人氏名
承認する内容 <input type="checkbox"/> 全部免除 <input type="checkbox"/> 一部免除
償還未済額
免除する額
免除後の償還未済額

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第15条関係）

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日

様

豊川市長 氏

名 印

年 月 日付けで申請のありました災害援護資金の償還免除については、
下記の理由により承認できません。

記

貸付番号
借受人氏名
承認できない理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

氏 名 等 変 更 届

年 月 日

豊川市長 殿

届出人 住 所
氏 名
(借受人との続柄)

連帯保証人 住 所
氏 名

下記のとおり、氏名等を変更
借受人が死亡 しました。

記

貸付番号
借受人氏名
届出事項 <input type="checkbox"/> 氏名変更 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 借受人の死亡 (年 月 日) <input type="checkbox"/> その他 ()
変更前
変更後

注 該当する□に✓印を記入してください。

被 災 届

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり^{災害}による被害を受けたので届け出ます。
_{火災}

記

被災年月日			
年 月 日			
被災場所 <input type="checkbox"/> 届出者の住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（豊川市 _____）			
被災の原因 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
被災の程度			
<input type="checkbox"/> 被災世帯に属する者の死亡			
死亡した者の氏名	生 年 月 日	死 亡 年 月 日	
	年 月 日生	年 月 日	
	年 月 日生	年 月 日	
	年 月 日生	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 被災世帯に属する者の1週間以上の入院加療を要する負傷			
負傷した者の氏名	生 年 月 日	医療機関の名称	入 院 期 間
	年 月 日生		年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日生		年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日生		年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 住居の滅失			
<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 全焼			
<input type="checkbox"/> 半壊、半焼等相当程度の住居の損害			
<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 半焼 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
<input type="checkbox"/> 一時的に居住することができない程度の住居の損害			
<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 土砂のたい積 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
避難場所等前記以外の届出者の連絡先			
居所又は現在地			
電話			

備考 該当する□に△印を記入してください。